



《 資格確認書・資格情報のお知らせについて 》



令和8年8月1日から使用できる「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を次のとおり郵送します。

令和6年12月2日からマイナンバーカードと健康保険証が一体化されました。従来の健康保険証は、新たに発行されなくなり、マイナンバーカードの健康保険証利用(マイナ保険証)を基本とする仕組みに移行しています。

国民健康保険		問 医療年金課☎内線1724~1727
<p>マイナ保険証をお持ちでない方</p> <p>マイナンバーカードを 保険証として 利用登録されていない方</p>	<p>➔「資格確認書」が届きます</p> <p>【配達期間・配達方法】 7月2日(木)～21日(火) 特定記録郵便にて郵便受けに配達</p>	 <p>カードサイズ 紺色</p> <p>【有効期限】 令和9年 7月31日</p>
<p>マイナ保険証をお持ちの方</p> <p>マイナンバーカードを 保険証として 利用登録されている方</p>	<p>➔「資格情報のお知らせ」が届きます</p> <p>【配達期間・配達方法】 7月2日(木)～21日(火) 普通郵便にて郵便受けに配達</p>	 <p>A4サイズ 普通用紙</p> <p>【有効期限】 ◎70歳以上の方 令和9年 7月31日 ◎69歳以下の方 なし</p>
<p>❗ 原則70歳以上の方に郵送します。69歳以下の方で資格情報のお知らせを交付されたことがある方には郵送しません。</p>		

※配達期間を過ぎても届かない場合はご連絡ください。※天候等の影響で遅れが出る場合があります。

※原則として世帯単位での配達となりますが、同一世帯で資格確認書と資格情報のお知らせの交付がある場合は、分けて郵送します。

後期高齢者医療制度		問 医療年金課☎内線1722、1728
<p>75歳以上の方・ 一定の障害がある65歳以上の方</p> <p>①85歳以上の被保険者の方 ②84歳以下でマイナ保険証を 普段からご利用されていない方^(★) (マイナ保険証をお持ちでない方も含む) ※年齢は令和8年8月1日時点</p>	<p>➔「資格確認書」が届きます</p> <p>【配達期間・配達方法】 7月7日(火)～21日(火) 特定記録郵便にて郵便受けに配達</p>	 <p>はがきサイズ 紺色</p> <p>【有効期限】 令和9年 7月31日</p>
<p>84歳以下で マイナ保険証を普段から ご利用されている方^(★) ※年齢は令和8年8月1日時点</p>	<p>➔「資格情報のお知らせ」が届きます</p> <p>【配達期間・配達方法】 7月7日(火)～21日(火) 普通郵便にて郵便受けに配達</p>	 <p>A4サイズ 白色厚紙</p> <p>【有効期限】 令和9年 7月31日</p>

※配達期間を過ぎても届かない場合はご連絡ください。※天候等の影響で遅れが出る場合があります。※個人単位での配布となります。

(★) マイナ保険証を普段からご利用されている方とは以下の条件をともに満たす方です。

◎過去1年間で6回以上マイナ保険証を利用された方 ◎概ね直近3カ月以内にマイナ保険証を利用された方

《 納税通知書および保険料納入通知書について 》

令和8年度の各通知書については、次のとおり郵送します。

	国民健康保険税 納税通知書	後期高齢者医療保険料 納入通知書
配達期間	7月13日(月)～21日(火)	7月6日(月)～10日(金)
配達方法	普通郵便	



子育て世帯への経済的支援を拡充するために、令和8年度から「子ども・子育て支援金」の徴収が始まりました。子ども・子育て支援金は、加入する医療保険制度(国民健康保険、後期高齢者医療制度、被用者保険)ごとに決められ、保険料(料)とあわせて拠出いただきます。制度についての詳しい内容は、こども家庭庁ホームページをご覧ください。